

京都大学における個人番号及び特定個人情報の保護に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(保護責任者)</p> <p>第6条 特定個人情報等を取り扱う部局(各研究科等(研究科、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又はセンター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。))第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。))をいい、組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。))事務本部の課若しくは室又は共通事務部の課若しくはセンターをいう。以下同じ。))に保護責任者を置き、当該部局の長をもって充てる。</p> <p>2 保護責任者は、当該部局における特定個人情報等の管理に関し総括し、特定個人情報等の適正な取扱いについて当該部局の職員等を監督する。</p> <p>3 保護責任者は、前項の事務を行うにあたって、当該部局における特定個人情報等を情報システム(京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程(平成15年達示第43号。以下「セキュリティ対策規程」という。))第2条第2号に定めるものをいう。以下同じ。))において取り扱う場合は、当該部局の部局情報セキュリティ技術責任者(セキュリティ対策規程第5条の2第1項に定めるものをいう。))と連携して行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第4節 異議申立て (異議申立てに対する措置)</p> <p>第49条 総括責任者は、個人情報保護法第42条第1項の規定による異議申立てが行われ、同条第2項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したときは、所定の様式により、異議申立人その他個人情報保護法第43条各号に掲げる者(次項において「異議申立人等」という。))に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>2 総括責任者は、異議申立てに対する決定をしたときは、所定の様式により、異議申立人等に通知するものとする。 (第三者からの異議申立てを棄却する場合等における手続)</p> <p>第50条 第33条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定</p> <p>(2) 異議申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有特定個人情報を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該第三者に関す</p>	<p>(保護責任者)</p> <p>第6条 特定個人情報等を取り扱う部局(各研究科等(研究科、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又はセンター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。))第3章第7節から第12節までに定める施設等をいう。))をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。))事務本部の課若しくは室又は共通事務部の課若しくはセンターをいう。以下同じ。))に保護責任者を置き、当該部局の長(全学教員部にあっては、総長が指名する理事)をもって充てる。</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>(同左)</p> <p>第4節 審査請求 (審査請求に対する措置)</p> <p>第49条 総括責任者は、個人情報保護法第42条第1項の規定による審査請求が行われ、同法第43条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したときは、所定の様式により、審査請求人その他個人情報保護法第43条第2項各号に掲げる者(次項において「審査請求人等」という。))に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>2 総括責任者は、審査請求に対する裁決をしたときは、所定の様式により、審査請求人等に通知するものとする。 (第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)</p> <p>第50条 第33条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有特定個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。))を変更し、当該審査請求に係る保有特定個</p>

改 正 前	改 正 後
<p>る情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p> <p>(後 略)</p>	<p>人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p> <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。 2 この規程の施行前に本学が行った決定又はこの規程の施行前に開示請求等があったものに係る本学の不作為に係る異議申立てについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。